

自転車事故に備える保険

兵庫県で自転車保険の加入義務付けへ

●自転車で事故にあう率が高い年齢層は？

問 自転車利用時の事故発生率[※]が最も高いのは、次のどの年齢層でしょうか。

ア.7～12歳 イ.13～15歳 ウ.16～18歳 エ.19～24歳
オ.25～54歳 カ.55～64歳 キ.65～74歳

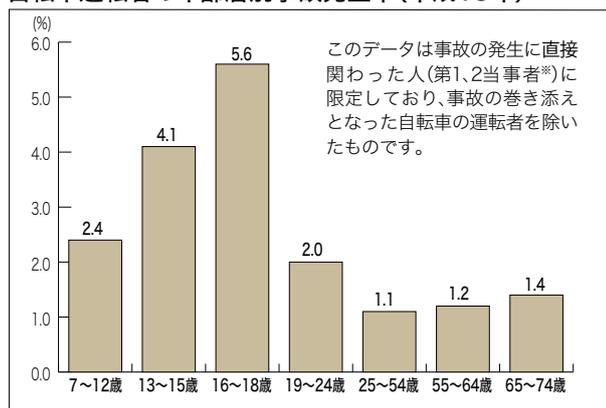
下図にみるように、自転車の事故発生率が最も高いのは、ちょうど高校生の年齢にあたる「ウ.16～18歳」です。

●自転車事故に備えるために

自転車は運転免許を持たない若い人たちの重要な移動手段です。ただし、事故を起こして過失が認められてしまうと、賠償能力のない児童・生徒であっても、自動車事故並みの賠償金の支払いが命じられ、9,521万円という高額の判決が出たこともあります(2013年・神戸地裁判決／本誌『2014 No.36 p.7』既報)。

現状では、加害者となった自転車側で「払うことができない」として自己破産する人がおり、被害者とその家族は民事で勝訴しても賠償を受けられないといったケースもあります。

自転車運転者の年齢層別事故発生率(平成19年)



注:「事故発生率」=第1,2当事者[※]自転車運転者人数÷人口(人口は千人単位)
出典ではこの率を「事故頻度」と表しています。
※第1当事者=最初に交通事故に関与した車両等(列車を含む)の運転者または歩行者のうち、当該交通事故における過失が重い者をいい、また過失が同程度の場合には人身損傷程度が軽い者。
第2当事者=過失がより軽い者、また過失が同程度の場合には人身損傷程度が重い者。
出典:『TITARDA INFORMATION』No.78(公益財団法人 交通事故総合分析センター)より作成

事故発生率の高い高校生は、加害者となって多額の賠償を請求される可能性は多いにあり得ます。

自転車は「軽車両」であり、加害の責任は自動車と変わりありません。したがって、自転車利用者は自転車保険に加入しておくことが社会的責任とも言えます。

自転車事故に備えるための保険には一般的に次のようなものがあります。

自転車事故に備えるための保険

保険の種類	対象	事故の相手		自分
		生命・からだ	財産(モノ)	生命・からだ
個人賠償責任保険	他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の賠償責任が発生した場合に支払われる保険。傷害保険、火災保険、自動車保険など他の保険の特約として契約することができる。	○	○	×
傷害保険 TSマーク	事故による自分のケガに備える保険。	×	×	○
付帯保険	自転車安全整備店で購入、点検整備した自転車に貼られるTSマークに付帯した保険。	○	×	○
自転車保険	運転者自身がケガをしったり相手方にケガをさせた場合に対応するための保険。最近ではコンビニエンスストアで手軽に加入できるものもある。	○	○	○

●自転車保険加入義務づけの動き

2015年2月、兵庫県は自転車保険の加入を義務づける条例案を県議会に提出し、3月の議会で最終的な決定を得る予定です。

県では、自転車事故による被害者の救済と加害者の経済的負担軽減を目的として、自転車利用者等の保険加入義務化を含めた加入促進方策を検討したとしています。

自転車保険加入については、東京都、埼玉県、京都府、愛媛県の4都府県が条例で努力義務を課していますが、自転車保険の必要性に関しては、それぞれの自治体の取り組みだけではなく、国全体で議論を深めていくことが必要ではないでしょうか。